

京都市告示第567号

公印を次のとおり廃止します。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

名 称	廃止年月日	印 影	用 途
右京区役所嵯峨出張所専用京都市区長印1号	平成26年3月31日	 18ミリメートル平方	区役所市民窓口課，区役所支所市民窓口課及び区役所出張所において所掌する証明に係る事務
住民基本台帳カード専用京都市長印20号	平成26年3月31日	 6ミリメートル平方	住民基本台帳カードの表面記載事項の変更等に係る事務
在留カード及び特別永住者証明書専用京都市区長印29号	平成26年3月31日	 4mm×18mm	在留カード及び特別永住者証明書の裏面記載に係る事務

(文化市民局地域自治推進室)